

# 「実習用通学定期券」申請の学校事務ご担当者様へ

指定学校の学生または生徒が学習単位習得の必要により、在籍学校の所在地と異なる場所への通学を希望する場合は（次の一つに該当すること）、指定学校の事務局より申請書を提出していただき、承認を受けた場合に限り発売します。

- (1)在籍する学校の運動場・工場・農場・実験場および実習場に通う場合
- (2)教育実習のため、在籍する指定学校の代表者が指定した他の学校に通う場合
- (3)看護実習のため、在籍する指定学校の代表者が指定した実習病院に通う場合
- (4)登校拒否の学生、生徒、児童が学校外の公的機関および民間施設に通う場合

## 【申請について】

次の必要事項を記載した「実習用通学定期券発売申請書」(様式適宜)を提出（郵送）してください。  
なお、審査・決定手続き、承認書等の郵送に期間を要するため、実習開始日の1か月前までに提出してください。

- (1)実習を必要とする事由および実習期間
- (2)実習科目および指導教員の氏名
- (3)実習先の所在地および名称
- (4)実習先最寄駅および乗車区間
- (5)実習のため通学する学生または生徒の部科・学年・氏名・年齢および現住所

<送付先>

〒651-1113 神戸市北区鈴蘭台南町6-1-15  
神戸電鉄株式会社 鉄道事業本部運輸部「実習用通学定期券担当」

## 【その他】

- ・実習用通学定期券発売申請書は「鉄道事業本部運輸部長」宛でお願いします。
- ・申請時には、当社から承認書等を返送する際の返信用封筒（切手貼付）を同封願います。
- ・当社が承認する乗車区間は当社線のみ（神戸高速線の湊川～新開地間を含む）です。乗車区間が他社局の鉄道、バスにまたがる場合は、各社局への申請が必要です。

## 実習用通学定期券 申請・発売フロー

